別表七の三付表二　記載要領

1　この表は、通算法人が令第131条の８第３項（損益通算の対象となる欠損金額の特例）において準用する令第123条の８第３項第３号ロ（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）又は令第131条の８第５項において準用する令第123条の９第４項（特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「関連法人支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細」の各欄は、令第131条の８第５項において準用する令第123条の９第４項第１号に規定する時価純資産価額及び簿価純資産価額の算定の対象となる同号に規定する関連法人ごとに記載すること。